

「かんしょ重要病害虫被害対策事業(令和6年産次期作)」 の実施について（公募のお知らせ）

- 県農業再生協議会では、国の基金事業を活用して、「かんしょ重要病害虫被害対策事業」を実施しております。

サツマイモ基腐病対策は、「持ち込まない」，「増やさない」，「残さない」対策が重要なため、当該事業を活用して、被害軽減に向けた取組を行ってください。

- 公募期間：令和7年4月16日（水）～令和7年5月21日（水）

1 対象となる経営体

令和6年産においてサツマイモ基腐病の被害が発生したほ場を有する経営体

2 対象となる主な取組

(1) 地域全体への支援

- ア ほ場残渣の処理費への支援
- イ ウイルスフリー苗及び健全な種いもの調達支援（他地域からの輸送経費含む）並びに健全な種いもの増殖に係る当該病害未発生ほ場の借上費
- ウ 苗・苗床消毒用殺菌剤等への支援
- エ サツマイモ基腐病に予防又は治療の効果がある薬剤の購入費及び散布委託費への支援
- オ 堆肥の購入費及び散布委託費への支援 等

(2) 3割以上の被害が発生したほ場への支援

- ア 土壌消毒への支援
 - イ 被覆資材への支援
 - ウ 他作物への転換への支援（3万円/10a）
- 令和6年産でこれらの支援を受けたほ場でも、令和7年産に限り再度取組可

3 事業内容 上記取組に係る薬剤等の購入費など

4 補助率 1/2以内（2の(2)のウ以外） 定額 （2の(2)のウ）

5 事業実施主体

生産者組織，農業協同組合，かんしょでん粉製造事業者，協議会

注1：当該事業の対象となる取組は、令和7年産さつまいもに対する取組となります。

注2：事業内容や補助率などの詳細については、別紙を確認ください。

かんしょ重要病害虫被害対策事業(令和6年産次期作) 事業内容等

事業区分	事業内容	補助率
1 サツマイモ基腐病の被害が発生したほ場を有する経営体を対象とした取組	ア 当該病害に感染したつる、塊根その他の残渣を処理するための処理場所までの輸送費及び処理費（腐熟促進剤の購入費を含む。） イ ウイルスフリー苗（ウイルスフリー苗から増殖された苗を含む。）及びサツマイモ基腐病に罹病していない種いもの購入費及び輸送費並びに健全種いもの増殖に係る当該病害味発生ほ場の借上費 ウ 苗及び苗床を消毒するために必要な薬剤等の購入費 エ 次期作に使用する種いも及び苗がサツマイモ基腐病に感染していないことを確認するための検査費用 オ 梅雨明け後の栽培期間の短縮を目的に、 令和7年3月15日までに植付けを行う早期栽培に必要なトンネル用資材の購入費 カ サツマイモ基腐病に対する予防又は治療の効果があるとして農薬登録された薬剤の購入費及び散布委託費 キ 堆肥の購入費及び散布委託費	1 / 2 以内 イの種いも購入費の上限 購入量 本ほ10a当たり 80kg 価格 270円/kg
2 被害が著しいほ場を対象とした取組	ア 土壌消毒剤（殺センチュウ剤を除く。）の購入費 イ 土壌消毒に使用する被覆資材（生分解性マルチを除く。）の購入費 ウ 著しい被害が出た年産の翌年に被害発生ほ場においてかんしょ以外の作物を栽培し、サツマイモ基腐病菌の密度を低減する取組（かんしょの再作付けを目的とするものに限る。）に要する経費	ウ以外 1 / 2 以内 ウのみ 3万円/10a
【事業の対象となる取組】 対象となる重要病害虫被害が本ほにおいて発生・確認された時点以降に着手したもの 【事業実施主体】 生産者組織、農業協同組合、かんしょでん粉製造事業者、協議会（農業協同組合、地方公共団体等のかんしょの生産振興に係る関係者により組織される団体）		
【被害が著しいほ場】 （ほ場ごとに30%以上の被害） ※困難な場合は、経営体全体での算定も可 令和6年産の単収（すべての用途） 被害未発年産の単収（すべての用途） $\leq 70\%$		【成果目標】 次のうち1つを選択 ①重要病害虫が発生したほ場の10a当たり収量を10%以上増加 ②かんしょ作付面積全体に占める重要病害虫が発生したほ場面積の割合を10ポイント以上削減 ※目標年度は、令和7年度 （2のウの取組は、再作付けされたかんしょが収穫された年度）